

農家の皆様へ

農業所得に関する「収支内訳書」を作成してください。

1年間に生じた所得を正しく計算し申告するためには、収入金額や必要経費に関する日々の取引の状況を記帳し、また、取引に伴い作成したり、受け取ったりした書類を保存しておく必要があります。収支計算の根拠になる帳簿、領収書等は5年間（記帳制度適用者が記帳制度に基づいて作成した帳簿については7年間）、保存する必要があります。適切に保管してください。

《収支内訳書》と《収支内訳書の書き方》は、「収支計算による申告」の事前資料です。申告に活用してください。

平成26年1月1日以降の所得から、全ての人が収入や経費を記した帳簿をつけることが義務化されています。

収支内訳書は1年間の合計のみですが、帳簿には取引ごとの内訳を記載します。日々の収入・支出の記帳が必要となっています。帳簿の整理、確認を行ってください。

収支内訳書(農業所得用)の書き方

項目		具体的な内容		記入箇所
収入金額	販売金額	①	◎本年中の販売金額を記入します。(販売後まだ代金を受け取っていない場合も本年中の販売金額になります) 【販売品目】 米、野菜、加工品(しめ縄・餅など)、タマゴ等、(繁殖牛等は別計算とします) 農協、無人市、ふれあい市、営農組合、グループ又は生産組合への販売等 出荷名義人が家族(同一世帯)の名前であっても一事業主で計上してください。	収支内訳書2ページ「収入金額の明細」欄には、品目ごとに記入し合計を出してください。
	家事消費 事業消費金額	②	◎1年間農産物を家事用に消費したものです。 自家保有米、野菜等(身内、親戚、知人への贈答分を含みます) 金額は販売実績を基に計算するか、市場価格で計算してください。(農協、野菜市等参考にしてください。)	
	雑収入	③	◎受取共済金、出荷奨励金、野菜・鶏卵などの価格差補填金、多目的機能支払交付金・中山間地域等直接支払交付金・ 農作業の受託料等 を記入します。 ◎農機具の賃貸料 ◎各グループ・任意団体・生産組合の収益分配金 ◎ 農事組合法人の従事分量配当金 ◎その他農業に関連する収入等を記入します。	
	農産物の 棚卸高	期首	⑤	◎収穫時の生産者販売価格により計算して記入します。なお、米麦等の穀物以外の農作物で数量がわずかなものについては、棚卸を省略しても差し支えありません。
	期末	⑥		

[家庭菜園に係る収入・経費について(農業所得とはなりません。)]

家庭菜園に係る収入・経費について、事業所得に属する農業として計上されている方がおられますが、事業所得とは有償性や営利性等があるものとなり、収益を目的としない家庭菜園の収入・経費は雑所得へ計上することとなります。

家庭菜園に係る収入・経費 = 雑所得(家庭菜園が赤字となった場合、「雑所得」以外の所得とは損益通算することができません。)

[家事用の費用について(経費には含みません。)]

必要経費の中にこのような費用が含まれている場合は、これらの金額を除外します。

①衣料費や食費などの家事上の費用 ②農業用建物兼住宅について支払った賃借料や固定資産税、修繕費などのうち、住宅部分に対応する費用

③水道料や電気料、燃料費などに含まれている家事分の費用は、必要経費にはなりません。

※上の②や③などの費用を家事関連費といいますが、家事関連の家事分と事業分との区分は、使用面積や保険金額、使用期間、点灯時間などの適切な基準によって按分して計算します。

◎必要経費の各科目の具体例等

項 目	具 体 的 な 内 容	参 考 事 項
雇 人 費	⑧ 常時雇人・臨時雇人などの労賃及び賄費	生計を一にする人は対象外です。交換労務等相殺されるものは含みません。
小 作 料 ・ 賃 借 料	⑨ 農地の賃借料、農業用の土地建物の賃借料、農機具等の賃借料、農協などの共同利用施設利用料	支払いを現物支給（米等）した場合は市場価格で計算してください。
減 価 償 却 費	⑩ 建物、農機具、車両、繁殖牛などの償却費 別紙 「減価償却費の計算方法について」をご覧ください。	
貸 倒 金	⑪ 売掛金などの貸倒損失	
利 子 割 引 料	⑫ 農業用の借入金に係る支払利息	元金の返済金は、必要経費にはなりません。
租 税 公 課	イ 固定資産税・不動産取得税・軽自動車税・水利費・農協組合費等	所得税、住民税、健康保険税・料、国民年金保険料、加算税、罰金等は必要経費にはなりません。軽自動車税や自動車税は事業専用割合で按分してください。
種 苗 費	ロ 種もみ、その他の種子、苗類、種いもなどの購入費用	自家採取分は経費にはなりません。
素 畜 費	ハ 子牛、子豚、雛鳥などの取得費及び種付料	翌年以降も保有する場合は、棚卸し又は育成費用の計算が必要です。
肥 料 費	ニ 化学肥料・たい肥の購入	
飼 料 費	ホ 飼料の購入費	販売用動物又は育成中の動物の飼料は、棚卸し又は育成費用の計算の対象になります。
農 具 費	ヘ 使用可能期間が1年未満か取得価格が10万円未満の農具の購入費	
農 薬 衛 生 費	ト 農薬の購入費用や共同防除費	
諸 材 料 費	チ ビニール、むしろ、なわ、釘、針金などの諸材料費の購入費用	家事関連費は除いてください。 経費を農業用に按分してください。
修 繕 費	リ 農機具、農用自動車・農用建物及び施設などの修理に要した費用	
動 力 光 熱 費	ヌ 農業に使用した水道、電気、各種燃料費等	
作 業 用 衣 料 費	ル 農作業に必要な衣類、長靴、手袋等	
農 業 共 済 掛 金	オ 水稻、果樹等の共済掛金・農業用資産に対する共済掛金等	
荷 造 運 賃 手 数 料	リ 出荷用ダンボールなどの包装材料・農協及び市場手数料等	
土 地 改 良 費	カ 土地改良事業の費用や客土費用	土地取得費・造成費は経費ではありません。
雑 費	ツ 農業経営上の費用で他の経費に当てはまらない経費	
農作物以外の棚卸高	毎年同程度の規模で作付けをする未収穫農産物や毎年同程度の数量を翌年へ繰り越す農産物以外の資材については、棚卸を省略しても差し支えありません。	販売の目的で飼育する牛、豚、鶏などについては、取得価格に年末までの育成費用を加算して記入してください。

肉用牛の売却については特例の適用があります。（証明書の添付が必要です。）農業収支を別様に作成する外、「肉用牛の売却による所得の税額計算書」を作成してください。

{専従者控除について} ○専従者控除にした場合、他の扶養控除は受けることができません。

あなたと生計を一にしている配偶者や、その他の15歳以上の親族が、本年中に6か月を超える期間、事業に専ら従事している場合、その事業に従事している親族（事業専従者）1人につき、次の(1)と(2)のいずれか少ない方の金額を必要経費にすることができます。
(1) 配偶者については860,000円、配偶者以外の親族500,000円 (2) (収支内訳書1ページの⑮の金額) ÷ (事業専従者+1)

「雇人費の内訳」欄

氏名・住所又は作業名	期間雇人（年雇人）の場合は住所氏名・臨時雇人の場合は作業名	一覧表に住所・氏名・金額の記入が必要です。
------------	-------------------------------	------------------------------

「小作料・賃借料の内訳」欄

小作料、賃借料等の別	小作料・賃借料、機械等の借上賃などの別を記入します。	一覧表に住所・氏名・金額の記入が必要です。
------------	----------------------------	------------------------------

内訳書の書き方には主なものをあげています。不明な収入・経費がありましたら役場財務課・各支所窓口グループへお尋ねください。

（問い合わせ先 羽須美支所窓口グループ 87-0221 瑞穂支所窓口グループ 83-1121 邑南町役場財務課 95-1193）

IP 電話:050-5207-6500

IP 電話:050-5207-5000

IP 電話:050-5207-3013

《参考》

以下の②～⑤の自己負担金については、減価償却資産の取得経費として、取得時に属する年から必要経費に算定します。また、減価償却資産取得のための借入を行った場合も同様に、取得時に属する年から減価償却資産として必要経費に算定するため、各年の返済金については、借入に係る支払利息のみ必要経費として算入することができます。なお、特定中山間保全整備事業(平成15～25年度)の自己負担金についても同様の取り扱いとなります。

- ① 区画整理 農業所得の必要経費となりません。(土地の取得費となるため)
- ② 暗渠排水 構築物(農林業用のもの)の耐用年数で減価償却を行います。
- ③ 鳥獣害防止施設 構築物(農林業用のもの)の耐用年数で減価償却を行います。
- ④ 用排水路整備 自己所有の場合は、構築物(農林業用のもの)の耐用年数で減価償却を行います。国等の所有の場合は、繰延資産として耐用年数の70%の年数で償却を行います。
- ⑤ ため池 構築物(農林業用のもの)の耐用年数で減価償却を行います。
- ⑥ 客土 土地の取得費となる場合があるため、税務署又は役場財務課にご相談ください。